



消防救第 113 号
平成 25 年 7 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長



救急活動時における個人情報の適正管理の徹底について

救急活動において、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各消防本部におかれましては、適切な対応について努められていることと存じます。

今般、救急出動が輻輳した状況において、病院への傷病者引継ぎに使用する、個人情報に記載された書類を紛失した事例が報告されております。

つきましては、同様の事案が再び発生することのないよう、個人情報の適正管理について、救急隊員としてのみならず地方公務員として、関係法令及び条例を遵守し適切な救急活動の遂行が図られるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対し改めて周知徹底されますよう、御指導方お願いいたします。

【連絡先】

消防庁救急企画室

日野原、石田、上西

電話 03-5253-7529